

## 社会福祉法人木津川市社会福祉協議会職員給与の臨時特例に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)において、職員の給与を減ずる措置を講ずることを目的とする。

(正規職員給与規程の特例)

第2条 特例期間における社会福祉法人木津川市社会福祉協議会給与規程(以下「給与規程」という。)第4条及び社会福祉法人木津川市社会福祉協議会介護等職員給与規程(以下「介護等職員給与規程」という。)第4条に規定する給料表の適用を受ける職員の給料月額は、これらの規定に定める給料月額から、当該給料月額に100分の2を乗じて得た額に相当する額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額(以下次項において「基礎給料月額」という。)とする。

2 社会福祉法人木津川市社会福祉協議会諸手当支給細則(以下「諸手当支給細則」という。)及び社会福祉法人木津川市社会福祉協議会介護等諸手当支給細則(以下「介護等諸手当支給細則」という。)に定める地域手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、時間外手当の額、部分休業等の休業時間に係る減額を含む給料の調整額(手当の額及び勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合に限る。)及び勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、前項の規定による基礎給料月額により算定するものとする。

(端数計算)

第3条 この規程の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、職員の給与に関する手続は、職員給与規程、介護等職員給与規程、諸手当支給細則及び介護等職員諸手当支給細則の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年6月4日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(失効)

2 この規程は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。